

## 吸収分割公告、株式交換公告及び合併公告

平成 22 年 1 月 25 日

各位

株式会社パソナグループ(甲)(住所 東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号)及び株式会社パソナ(乙)(住所 東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号)は吸収分割(以下「本件分割」といいます)して、乙は甲が有する株式会社パソナキャリア(丙)(住所 東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号)にかかる子会社管理事業に関する権利義務の全部を承継し、甲はそれを承継させることにいたしましたので公告いたします。

また、乙及び丙は、乙を株式交換完全親会社、丙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本件交換」といいます)を行うことにいたしましたので公告いたします。なお、本件交換は、本件分割の効力発生を条件としてその効力を生じるものとしております。

さらに、乙及び丙は合併(以下「本件合併」といいます)して、丙は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告いたします。なお、本件合併は、本件分割及び本件交換の効力発生を条件としてその効力を生じるものとしております。また、本件合併の効力発生直前において、乙は丙の発行済株式の全てを保有し、本件合併により丙がその全てを承継することになります。

効力発生日は、本件分割、本件交換及び本件合併のいずれについても平成 22 年 3 月 1 日となります。

本件分割は、会社法第 784 条第 3 項及び同法第 796 条第 1 項に基づき甲及び乙の株主総会の承認決議を経ずに決定しております。

また、本件交換及び本件合併に関する乙及び丙の株主総会の承認決議(乙は会社法第 319 条第 1 項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意)は平成 22 年 1 月 8 日に行なわれました。

本件分割、本件交換又は本件合併に異議のある乙の債権者は、本公告掲載の日の翌日から 1 箇月以内に乙にお申し出ください。また、本件合併に異議のある丙の債権者は、本公告掲載の日の翌日から 1 箇月以内に丙にお申し出ください。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりであります。

- (甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済
- (乙) 平成 21 年 10 月 15 日付官報 92 頁(号外 220 号)
- (丙) 平成 21 年 6 月 26 日付官報 248 頁(号外 136 号)

以上

東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号  
株式会社パソナ  
代表取締役 南部 靖之

東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号  
株式会社パソナキャリア  
代表取締役 渡辺 尚